

27春保医第1320号
平成27年10月22日

春日井市国民健康保険運営協議会
会 長 青 山 倫 子 様

春日井市長 伊 藤 太

国民健康保険税の課税限度額の改定について（諮問）

春日井市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定に基づき、国民健康保険税の課税限度額を次のとおり改定することについて、貴協議会の意見を求めます。

1 国民健康保険税の課税限度額の改定について

(1) 改定内容

基礎課税額の限度額「510,000円」を「520,000円」に、後期高齢者支援金等課税額の限度額「160,000円」を「170,000円」に、介護納付金課税額の限度額「140,000円」を「160,000円」に改める。

(2) 施行期日

平成28年4月1日から施行する。